

茨木市大規模災害被災地等支援対策会議設置要綱

(設置)

第1 大規模災害の被災地及びその住民等に対して茨木市が総合的な支援を行うため、茨木市大規模災害被災地等支援対策会議（以下「支援対策会議」という。）を設置する。

(定義)

第2 この要綱において、「大規模災害」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受け、又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定を受け、若しくは受ける可能性が高い災害のうち、中長期にわたって総合的な支援が必要な災害をいう。

2 この要綱において、「被災地」とは、大規模災害により被災した大阪府近隣の5府県（京都府、滋賀県、奈良県、兵庫県、和歌山県）、姉妹都市又は友好都市の関係にある地方公共団体等、災害時の援助協定を締結している地方公共団体及び国又は大阪府からの要請により市長が特に支援の必要があると認める地方公共団体をいう。

3 この要綱において、「住民等」とは、被災地の住民及び被災地で被災した茨木市民をいう。

(所掌事務)

第3 支援対策会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 被災地及び住民等についての情報収集並びに具体的な支援策の検討及び実施に関すること。

(2) 支援策に係る関係機関との連絡調整に関すること。

(3) 被災地への職員派遣に関すること。

(4) 被災地への義援金の寄付に関すること。

(5) 被災地及び住民等への支援その他必要な支援に関すること。

2 支援対策会議での決定事項については、茨木市地域防災計画に定める茨木市災害対策本部の各対策部及び対策班の構成に従い、関係する課等が速やかに業務を実施するものとする。

(組織)

第4 支援対策会議は、茨木市地域防災計画に定める茨木市災害対策本部に準拠して組織し、会長は災害対策本部長、副会長は災害対策副本部長、委員は災害対策本部員及び部長級の職員をもって充てる。

2 会長は、支援対策会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 支援対策会議に、支援の具体的な方法等を調整し、実施するため、関係部署の職員で組織する連絡調整会議を設置することができる。

(会議)

第5 支援対策会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を連絡会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6 支援対策会議の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、支援対策会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月9日から実施する。